

# 権利擁護について

令和2年11月26日(木)

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

所長 竹村 直人

# 1. もだまについて

# もだまの由来

「モダマ」(藻玉)は、世界最大級のマメ科の植物です。波打ち際に海藻と混じって漂着する「モダマ」の種子を、海藻の玉に見立て「藻玉」と呼ばれるようになりました。モダマの種子には内部に空間があり、海水に浮かぶことができるのです。

日本では屋久島から琉球にかけて分布しています。種子が海流に乗って移動することで、モダマはその分布を広げていくことができます。この「モダマ」の壮大な夢とロマンを成年後見の活動に託して名付けました。

「成年後見センターもだま」も、この地域にしっかりと根をおろし、身近な存在として成長したいと願っています。

# もだま設立の経緯

障害者自立支援法が平成18年10月に施行されるにあたり、平成17年11月に知的障害者入所施設蛍の里の家族会や職員、関係有志が集い、障がい者や高齢者など社会的な弱者と言われる方々たちが、生まれ育ったなじみの場所や近隣の人達の中で、普通に生活し人としてのささやかな幸せを求ることは基本的な権利であり、このような権利を擁護するための方策を検討しました。

その方法の一つとして、成年後見制度の活用が有効だと考え、適切な後見人や資産がない方々を対象として法人後見を目指した、「成年後見センターもだま」を立ち上げる会を発足させました。

# もだまの活動について

- **相談活動**

権利擁護・生活相談  
成年後見制度利用相談  
成年後見制度申立支援

- **啓発活動**

講演会、研修会の開催  
出前講座の開催  
情報誌(もだま通信)の発行

- **後見活動**

法人後見等受任

# 2. 権利擁護の 考え方について

# 権利擁護とは

- 誰もが生まれながらにして当たり前を持ち合わせている権利を護り、支えること。
- それぞれの人の生活歴、環境、家族関係、地域性などによって形作られた価値観や「**その人らしさ**」を理解し、寄り添っていくこと。
- 本人が**自分で決めることができるように支援し、また代弁**していくこと。

# 権利擁護とは

- そのための個別、具体的な支援のことを「**権利擁護支援**」という。
- 更に福祉専門職による「**権利擁護支援**」には、利用者本人の自己実現に必要な社会資源が不足している時には、新たな社会資源を作り出す役割も持っている。  
→ **ソーシャルアクション**



# 措置から契約へ

## 社会福祉基礎構造改革

・・・介護保険、障害者総合支援法など

措置＝行政処分

市町村がサービスを選択、決定していた。

契約＝本人の自由な選択、決定に基づき契約を締結する。そのため、結果に対する責任も生ずるようになる。

# 日本国憲法に規定されている 社会福祉における権利

- 基本的人権(日本国憲法11条)
- 自由権(日本国憲法第12条)
- 個人の尊厳  
幸福追求権及び公共の福祉  
(日本国憲法第13条)
- 生存権(日本国憲法第25条)



など

# 基本的人権とは

- 人が生まれもって持つ当たり前の権利で、生まれてから死ぬまで保証されているもの
- 人が自分らしく生きるために必要な権利



# 具体的には

- 嫌なこと(恥ずかしいこと、痛いこと、危ないこと、辛いこと、寂しい思い等)をしなくていい、またはされない。
- 好きな服を着て、暖かい布団で寝て、好きな時間に食事が食べられる。
- 一人になりたいときは一人になれる場所がある。
- 好きな人とだけ話していただける。  
(嫌いな人とは話さなくていい)
- 自分のお金を自分の自由に使うことができる。

などなど



# そんな当たり前前 の権利が・・・

- 誰もが当たり前前に持っていると思われる権利ですが、周りにいる高齢者や障害者の方々は、こういった権利が守られていますか？

→これらの権利が守られていない状態

= **権利侵害** かもしれません！



# 虐待・財産搾取

- 身体や心を傷つけられたり、必要な介護や支援をされずに放置されたり、また家族や勤め先の会社などから、年金や給料を奪われるは**虐待**や**財産搾取**に当たります。

※滋賀県内でも、過去に障がい者の権利侵害が発覚した大きな事件もありました・・・





# 機会のはく奪

- その他にも働く力があるのに働く場を与えてもらえない、また選挙権があるのに選挙に行かせてもらえない、など社会生活における様々な機会を不当に奪われることも**権利侵害**です。



# 障害者権利条約

- 2006(平成18)年 国連にて採択
- 2007(平成19)年 日本による署名
- 2014(平成26)年 日本による批准

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

## ◇主な内容

- 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定)の禁止
- 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- 条約の実施を監視する枠組みの設置 など



# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条約について

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が平成31年4月1日(10月1日全部施行)から施行。

## 【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義
2. 合理的配慮の提供等を義務化
3. 相談・解決の仕組みを整備

# 障がい者を理由とする差別とは？

## 具体例

アパートを借りるときに障がいがあることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障がいのある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



# 合理的配慮とは？

## 具体例

まどぐち ちょうかくしょうがい  
窓口で聴覚障害のある  
ひとからの申し出に応じて、  
しゅわ ひつだん たいおう  
手話や筆談で対応した。



もうしで おう しりょう  
申し出に応じて、資料に  
フリガナをつけたり、  
わかりやすい表現で説明  
した。



るき しかくしょうがい ひと  
駅で視覚障害のある人  
からの申し出に応じて、  
けんばいき そうさ てつだ  
券売機の操作を手伝っ  
た。



ひと おお まちあいしつ しゅうい き  
「人の多い待合室は周囲が気  
になって落ち着かず、順番を待  
つのが難しい」との申し出に  
て、別のスペースを確保した。



# 「愚行権」

- 他人から見ると愚かな行いだと感じることであっても、他人に迷惑をかけず自分の責任で行う場合、誰からも邪魔されない権利のこと。
- 障がいや認知症があっても、人は誰でも「**愚かなことを行う権利**」があります。
- 本人のためと思っている事が、もしかすると本人の権利を奪っているかもしれません。



# 「失敗する権利」

- 人は色々な経験の中から学んでいきます。時には失敗することも大切な経験です。
- 特に障がい者の場合、子どもの頃かが誰かが常に失敗しないように見守って下さってるおかげで失敗をする経験が極端に少ない人がいます。
- 本人の成長のため、あえて失敗を見守ることも必要です。



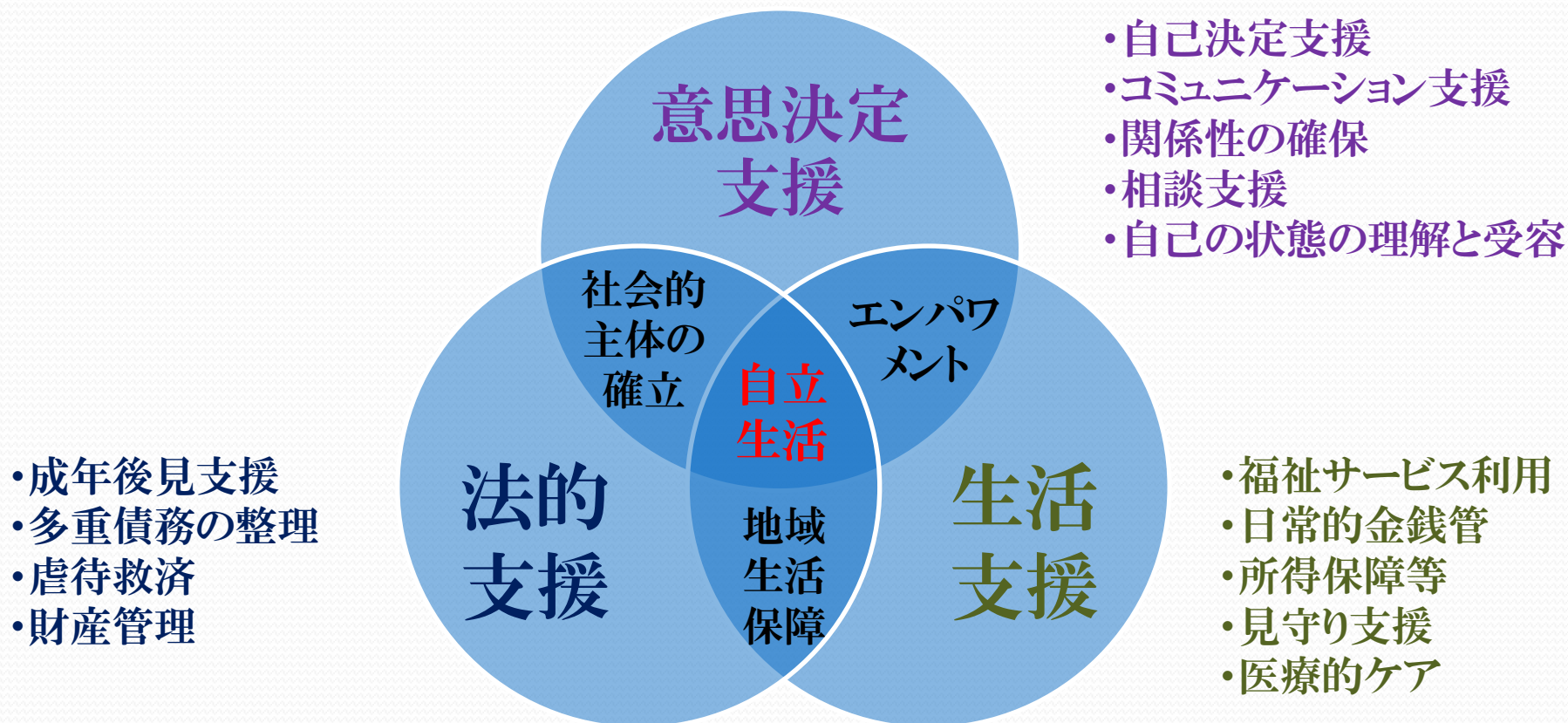


# 権利を護るということ

- 「愚行権」や「失敗する権利」の侵害は、支援する家族や支援者が良かれと思ってされているため、権利を奪っているという感覚がありません。
- 高齢者や障がい者の権利擁護を考えるとき、本人のためと思っていることがもしかすると本人の権利を奪っていることがある、という意識を持つことが大切です。



# 権利擁護における3つの支援軸



# 3. 権利擁護に関する制度



# 権利擁護に関する制度の動向

- 1999(平成11)年 地域福祉権利擁護事業
- 2000(平成12)年 成年後見制度
- 2000(平成12)年 児童虐待防止法
- 2001(平成13)年 DV防止法
- 2006(平成18)年 高齢者虐待防止法
- 2012(平成24)年 障害者虐待防止法
- 2013(平成25)年 障害者差別解消法
- 2016(平成28)年 成年後見制度利用促進法
  
- \* 2014(平成26)年 障害者権利条約が批准

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

- 市町社会福祉協議会が、判断能力の不十分な方でも安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき**本人との契約**によって、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。
- 利用については、住まいの市町の社会福祉協議会(社協)に相談できます。

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

## 利用できる人は・・・

認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安があったり、日常的な金銭管理が不安な方を対象としています。

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

## どんなことをしてくれるの？

### ①福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する相談やサービスの内容を説明したり、申し込みの契約を一緒に行うなど、福祉サービスの利用を手伝いしてもらえます。

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

## どんなことをしてくれるの？

### ② 日常金銭管理サービス

年金や手当を受け取るための手続き、病院のお金や公共料金の支払いなど、暮らしに必要なお金の出し入れの手伝いをしてもらえます。

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

## どんなことをしてくれるの？

### ③書類預かりサービス

銀行や郵便局、農協の通帳、年金や保険の証書、権利証やはんこなどを預かってもらえます。

# 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

## 費用は？

相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。

その他、詳細はそれぞれの社協によっても多少の違いがあります。

# 成年後見制度について

- **成年後見制度とは**

知的障がいや精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分となることによって、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、法律面や精神面で本人を保護、支援する身近な制度です。

**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。



# 成年後見制度について

## 法定後見制度とは

すでに判断能力の乏しい状態

家庭裁判所に申立てをする

家庭裁判所に後見人を選任してもらう

# 成年後見制度について

## 任意後見制度とは

判断能力が低下する時期に備えて後見人を決めておく

公証人役場で契約をしておく

判断能力が低下したときに家庭裁判所に申立てをする

# 成年後見制度について

自己決定権の尊重

成年後見制度の基本理念

身上保護の重視

ノーマライゼーション

# 成年後見制度

## 利用できる人はどんな人？

知的障がい、精神障がい、認知症、アルコール依存症などにより判断能力の低下(疑いを含む)があり、次のような状態がある方

- 日常的な買い物や金銭管理が十分にできない
- 住環境が整えられない
- 入院や入居の手続きができない
- 訪問販売や悪徳商法などの消費者被害に遭っている
- 相続手続きができない
- 本人が必要とするサービスが受けられていない
- 本人の年金や財産が本人のために使われていない

このように、判断能力の低下により、物事が正確に判断できないため生活に支障をきたしていたり、虐待や権利侵害に遭っていると思われる場合に、成年後見制度を利用します。

# 3つの類型について

- 成年後見制度は、生活する上で必要ないろいろな判断を自分自身で行うことができない、あるいは不安がある人が利用します。本人の判断能力の程度に応じて、3つの類型に区分されています。

## **後見** 判断能力を欠く状態にある人をいいます

例) 日常生活(つり銭の計算など)ですら困難で、常に援助が必要な状態

## **保佐** 判断能力が著しく不十分な人をいいます

例) 日常の買い物程度なら問題ないが、高額な買い物や重要な財産行為を独りで行うのは困難という程度

## **補助** 判断能力の不十分な人をいいます。

例) 生活全般はほぼ独りで行えるが、少し不安があったり、重要な財産行為を行えるか不安という程度

### ※重要な財産行為とは

土地や家など重要な財産を売ったり買ったりすること、借金をしたり保証人になったりすること、家の新築や改修などをすること、遺産分割をすること、など。

# 後見人等の権限について

## ●代理権

→財産に関する法律行為について、本人に代わってその行為を行うことが出来る権利のことをいいます

## ●同意権(取消権)

→本人が行おうとする法律行為について同意を与えたり、また同意しない場合にその行為を取り消すことが出来る権利のことを言います

※ただし「日用品の購入その他日常生活の関する行為」については認められていません

# 成年後見人の仕事

## 財産管理

- 本人の財産内容の把握
- 年金の受領
- 生活費の支出
- 福祉サービス利用料の支払い
- 税金、保険料の支払い
- 遺産分割協議
- 不動産の処分
- 債務整理





# 成年後見人の仕事

## 身上監護(本人の生活や健康、療養看護)

- 治療、入院などの手続き
- 居住確保、生活環境整備
- 福祉サービスの利用契約
- 福祉施設の入所契約
- 行政関係の申請手続き
- 生活する上での見守り支援  
など





# 成年後見人ができないこと

- 住む場所(施設入所や入院を含む)を強制的に決めることはできません。
- 施設入所や病院入院時に保証人にはなれません。保証人を求められた場合は禁止事項であることを説明して理解を求めます。
- 手術や医療の同意はできません。 病院に禁止行為であることを説明して理解を求めます。
- 家事や介護など、実際の世話は引き受けません。 実際の世話は訪問介護事業者等が行います。後見人は必要なサービスの手配や利用に必要な手続き、その利用料の支払いを行います。
- 本人の住んでいる家や土地を後見人の判断だけで処分することはできません。処分する必要があるときは、家庭裁判所の許可を必要とします。
- 遺言や婚姻、養子縁組などの身分行為を代理することはできません。

# 制度利用までの流れ

医師の診断書(成年後見用)を作成依頼

申立人の調整(本人・配偶者・四親等内の親族)  
※上記の中から申立人になる方がいない場合、市長も可

申立に必要な書類の準備、申立書の作成

家庭裁判所への申立  
申立の予約・・・毎月第2・第4の木・金曜日(後見類型のみ)  
保佐・補助類型:事前に申立書を郵送し、調査日を決め、面接調査  
※場合によって、本人の判断能力について**精神鑑定**あり

審判:類型の決定、後見人の選任

# 申し立てに必要な書類や費用

- 申立書 (家庭裁判所で申立セットをいただけます) **無料**
- 収入印紙 **800~2,400円**
- 郵便切手 **4,350円**
- 登記費用(収入印紙) **2,600円**
- 法務局(登記されていないことの事項証明書1通) **300円**
- 診断書(かかりつけ医で診断) **(数千円)**
- 精神鑑定費用(申立後に鑑定) **(5万円程度)**
- 添付書類(本人の戸籍謄本、住民票、申立人との関係がわかる戸籍謄本等の手数料)

# 本人情報シートについて

- 平成31年4月から新たに運用開始
- 本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方(ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっておられる方)が作成することを想定
- 本人を診察して診断書を作成する医師において、本人の判断能力の程度等に関する判断を的確に行うことができるよう、本人の生活状況等に関する情報を記載して医師に提出し、その判断の参考資料とするもの
- 活用場所としては、上記のほか、以下も想定
  - ①申立前の制度の利用の適否に関する検討資料
  - ②家裁における後見人等の選任の為の検討資料
  - ③後見開始後における従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料

# 後見等開始後の経費

## ● 後見報酬

後見人等に対する活動報酬が必要な場合があります。後見人は、家庭裁判所に後見報酬を請求します。

家庭裁判所は、

### ①活動内容 ②本人の資力 ③後見人等の専門性

を検討した上で後見報酬額を決定します。家庭裁判所で決定された報酬額を本人の財産から支出します。

## ● 事務費用

後見人等が活動を行うために必要な経費(交通費やコピー代、郵便料などの実費費用)が必要です。本人の財産から支出します。

# 成年後見制度利用促進法

平成28年施行

【ポイント】

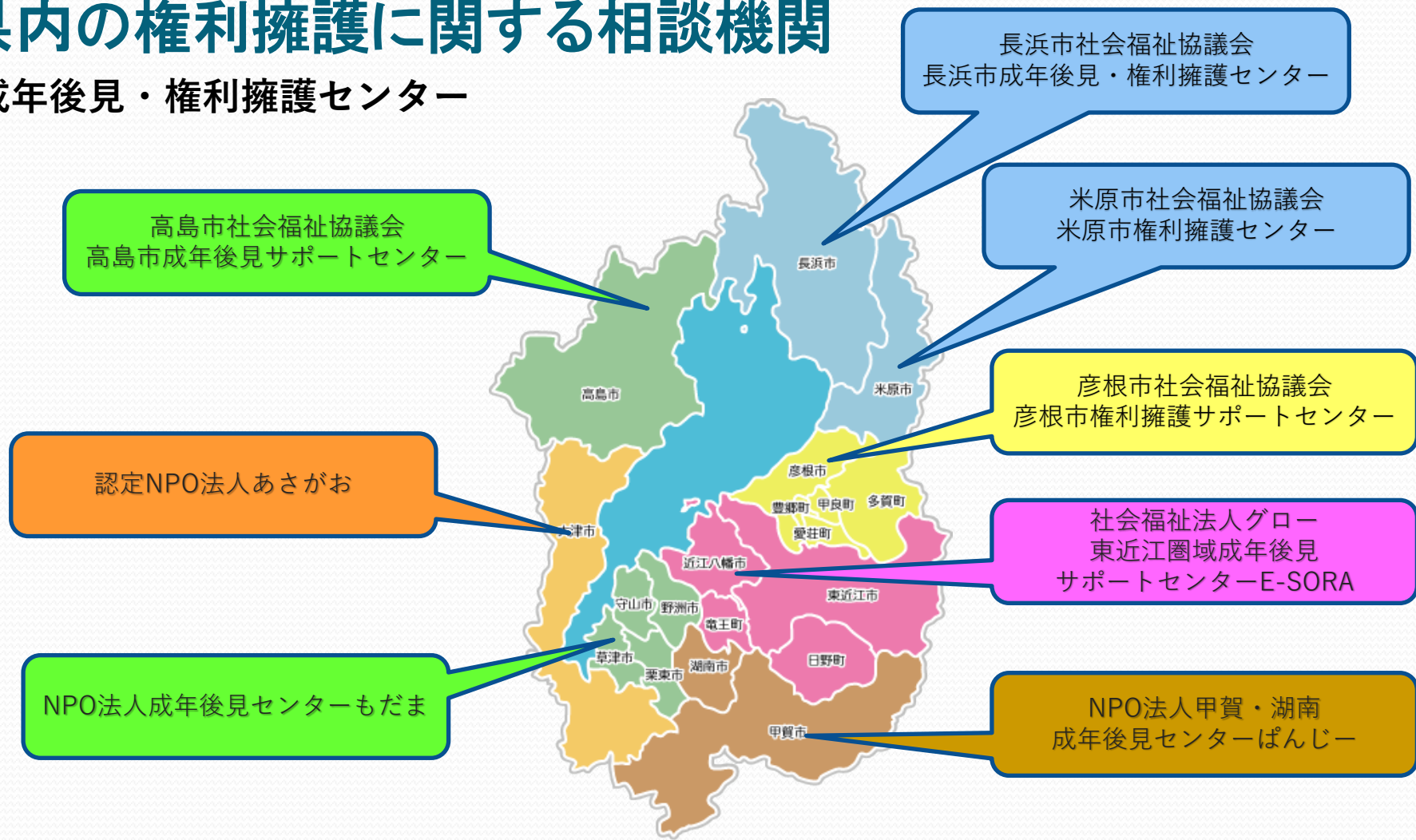
- **利用者がメリットを感じる**制度運営
- 財産管理だけでなく**意思決定支援**や**身上保護**の重視
- 市町村に対して「**成年後見制度利用促進計画**」の策定を求める
- **協議会**によるチーム支援の仕組み作り
- **地域連携ネットワーク**の整備や、**権利擁護支援**の中核となる「**中核機関**」の設置

# 4. 権利擁護支援 の実践について



# 県内の権利擁護に関する相談機関

## 成年後見・権利擁護センター



# もたまでの実践

## ① 成年後見申立支援

- 湖南4市(草津・栗東・守山・野洲)に本人もしくは相談者がお住いのケースを中心に相談を受ける。
- 年間200～300件程度の新規相談があるが、実際に申し立てに至るのは40～50件程度。
- 相談者は支援者(行政、包括、相談支援事業所など)が多いが親族や本人からの相談もある。
- 成年後見制度利用を大きな期待を持って相談に来られるケースも多いが、誰のための制度利用か、他に支援の方法は無いかなど、丁寧なアセスメントで本人に資する支援を目指す。

# もたまでの実践

## ②法人後見受任

- もたまが法人で成年後見人等を受任し、本人の権利擁護支援を行う。
- 現在78名の方の成年後見人等として活動している。
- 支援困難、頻回な対応が必要、関係作りが難しい等、個人で受任することが難しいケースを中心に受任。
- 本人保護と自己決定のバランスを意識しながら、支援者チームのコーディネートや、親族調整等も行いながら、本人の権利擁護支援を目指す。

# 実践における権利擁護の視点

- 医師から治療が必要だと言われているが拒否している。
- 毎月ギャンブルでお金を散財している。
- 食べきれないほどの食材を買っては捨てている。

→

「あなたのために・・・」

「もったいないですよ・・・」

「やめておいた方が・・・」

**保護と自己決定のバランス**

# 自己決定を支える支援

利用者の中には認知症や様々な障がい等により

- ①自分の意思を伝える
- ②他者の話を聞いたり思いを受け取る、感じ取る
- ③自己実現に必要な制度や社会資源への理解

この中のどれか、または複数に困難さを抱える人も多い。

# 自己決定を支える支援

そのため、利用者が得意なことと苦手なことをアセスメントし、苦手なところは支援しつつ本人の得意(強み)なところに焦点を当てていくことが必要になる。

→ **ストレングス・モデル**

# 自己決定を支える支援

- また、自己決定の尊重とは、必ずしも利用者本人が望んだ支援をそのまま提供するということではない。
- 自己決定の先には、必ず利用者自身の**自己実現**がなければならない。



# 自己決定を支える支援

- 支援の中で、本人も支援者も一人にせず寄り添い続ける
- 自己決定を強要したり、誘導したりしない
- 失敗する権利も認めながら、でも本人の自己責任だけを問うことはしない

# 5. これからの権利 擁護

# 新しい権利擁護の考え方

権利侵害や虐待からの救済といった  
「消極的権利擁護」だけでなく、

本人が生き生きと自分らしく生きることを  
支援することも含めた

「積極的権利擁護」へ

# 意思決定支援

権利擁護支援の中心は

「**意思決定支援**」へ

①意思形成支援

②意思表示支援

③意思実現支援

# 様々な意思決定支援ガイドライン

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月)
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月)
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成19年(平成30年3月改訂))
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年5月)
- 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン(令和2年10月)

# 国際的な動向

判断能力をめぐる**パラダイム転換**

(認知症・知的障がい・精神障がい)のある  
方々について

**判断能力が「無い事」の前提から、「在る  
事」の前提への転換**